

新型コロナウイルスの感染拡大に対応した  
岡山県融資制度「危機対策資金」について

2020.3.23 現在

融 資 対 象 者	次のいずれかに該当する中小企業者または組合 1. 危機関連保証に該当し、認定を受けた中小企業者等 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれるとして、市町村長からセーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者等
資 金 使 途	経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く）
融 資 限 度 額	8,000万円（既存の危機対策資金と合算）
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融 資 利 率	年1.15%以内
保 証 料 率	年0.70%（危機関連保証に該当し、認定を受けた場合） 年0.80%（セーフティネット保証4号の場合）
対 象 地 域	岡山県全域
担 保 及 び 保 証 人	【担保】 必要に応じ差し入れていただきます 【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません
備 考	危機関連保証を利用する場合は市町村長の認定書を、セーフティネット保証4号を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。